

令和5年度  
特定施設入居者生活介護  
集团指導資料

仙台市介護事業支援課

（令和5年6月 集团指導）

## 1 令和5年度運営指導について【特定施設入居者生活介護】

### 令和5年度運営指導実施予定について

実施期間：令和5年7月～令和6年2月

実施施設数：12施設

※ 実施の詳細が決まりましたら、対象になる事業所様には1ヶ月前を目安に通知させていただきますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

※ 実施施設数は令和5年6月時点での予定であり、変更することがあります。

### (1) 本市における運営指導について

厚生労働省「介護保険施設等指導指針」の改正により、運営指導の指導内容は、下記①～③と定められています。

#### ①介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

#### ②最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導

#### ③報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

上記②及び③については、情報セキュリティの確保を前提として、オンライン会議システム等を活用することが可能とされています。

上記①～③の指導内容について、“原則、実地にて行う”と定められていること、また、指導内容①～③を個別に分けて複数回実施するよりも同日に実施する方が指導の効率化を図ることができるため、本市では、施設に伺い、当日に指導内容①～③を確認します。

### (2) 目的

施設・事業所の運営や報酬請求の状況、高齢者の尊厳保持等に関する理解や取組みについて確認し、必要に応じた助言や指導を行うことにより、保険給付の適正化及び入所者個々の自立支援に資するサービスの質の確保・向上を図ることを目的としています。

【厚生労働省 関係資料抜粋】

（介護保険施設等指導指針）

利用者等の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設等の支援を基本とし介護保険施設等が行う介護給付等対象サービスに関するサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

（介護保険施設等運営指導マニュアル）

介護保険制度において、サービスの直接的な担い手である介護保険施設等には、利用者の尊厳を守り、かつ質の高いサービス提供が求められています。国及び地方自治体は、指導により、介護保険施設等が適正なサービスを行うことができるよう支援し、「介護給付等対象サービスの取扱い」及び「介護報酬の請求」に関する「周知の徹底」を図り、「サービスの質の確保」や「保険給付の適正化」が果たされるよう努めなければなりません。

なお、介護保険施設等には法令等遵守のための業務管理体制を構築する義務があり、自ら法令等（運営基準や報酬基準を含む）を遵守する責任があります。

---

(3) 方針

運営指導については、国が定める「介護保険施設等運営指導マニュアル」を踏まえ、主に次の点について関係書類の確認や担当職員へのヒアリング等を実施します。

- ・利用者本位の自立支援に資するサービスの提供
  - ・適正な保険給付の確保
  - ・サービスに係る指定基準等の遵守
  - ・高齢者虐待防止及び身体的拘束等廃止に関し、正しい制度理解に基づいた適切な措置
- ※ 指定介護予防サービスについては、同マニュアル及び同指針を準用して実施します。

---

(4) 根拠法令等

運 営 指 導

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第23条（文書の提出等）
- ・仙台市介護保険施設等指導要綱（平成19年4月1日健康福祉局長決裁）

監 査

- ・介護保険法第76条（報告等）【指定居宅サービス事業者】
- ・介護保険法第115条の7（報告等）【指定介護予防サービス事業者】
- ・仙台市介護保険施設等監査要綱（平成19年4月1日健康福祉局長決裁）

※ 運営指導中に以下のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行います。

- ・介護保険施設等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる（疑いがある）場合。
- ・介護報酬の請求について不正を行っていると認められる（疑いがある）場合。
- ・不正の手段により指定等を受けていると認められる（疑いがある）場合。
- ・高齢者虐待等が認められる（疑いがある）場合
- ・その他監査の実施を要すると認められる場合。

---

## (5) 運営指導の流れ

---

### ① 実施通知の送付（仙台市介護事業支援課 → 施設・事業所）

以下の項目について、運営指導日の約1ヶ月前までに文書にて事前通知を行い、資料の提出を求めます。

- ・運営指導の実施日時、担当者、目的
- ・運営指導の根拠法令等
- ・運営指導の確認内容等（事前提出資料の作成・提出等、当日の確認内容等）
- ・その他

※ 事前に通知することにより、施設・事業所における日常のサービスの提供状況を確認することができないと判断する場合には、事前通知なしで運営指導を行う場合があります。

---

### ② 事前提出資料の作成・提出（施設・事業所 → 仙台市介護事業支援課）

仙台市ホームページから事前提出資料の様式等をダウンロードしていただき、運営指導日の約2週間前までに作成・提出していただきます。

---

### ③ 運営指導当日

施設・事業所を訪問し、管理者等からのヒアリングや関係書類等の確認を行います。確認の結果、基準違反等が確認された事項について指導・助言等を行い、改善に取り組んでいただきます。

---

### ④ 結果通知の送付（仙台市介護事業支援課 → 施設・事業所）

運営指導日から1～2ヶ月後を目途に結果通知を送付します。

---

### ⑤ 改善報告書の作成・提出（施設・事業所 → 仙台市介護事業支援課）

運営指導の結果通知にて文書による改善指示があった施設・事業所については、改善状況に関する報告書を作成し、結果通知日から約1ヶ月以内に提出していただきます。

---

⑥ 改善状況の確認・再指導等（仙台市介護事業支援課 → 施設・事業所）

ご提出いただいた報告書を基に改善状況の確認を行います。改善が不十分な点が確認された場合には、再度調査や指導等を行います。

---

(6) 留意事項

- ・ 1日につき1事業所の運営指導を基本としますが、同一敷地内等に複数サービスの事業所を有する場合には、同日にお伺いする場合があります。
- ・ 当日の進捗状況や指導内容等により支障の無い範囲での延長及び日を改めた指導を行う場合があります。
- ・ 施設・事業所の規模等を勘案し、介護事業支援課職員2名以上で実施します。
- ・ 本市では運営指導の実施にあたっては体調管理や手指消毒など感染対策に努めますが、事業所内での感染症発生等により対応が難しい場合は、運営指導の延期等を含め対応を検討しますので担当までご相談ください。
- ・ 運営指導当日は、車1台分の駐車スペースの確保にご協力をお願いします。

## 2 虐待防止・身体拘束廃止について

運営指導においては、『高齢者虐待の防止』、『身体的拘束等の廃止（適正化）』について、各事業所での取組み状況を重点的に確認します。下記内容をご確認いただき、今一度虐待防止・身体拘束廃止の適切な体制の整備を徹底していただきますようお願いします。

### 『高齢者虐待の防止』

- ・ 高齢者虐待防止法では、高齢者の養護者のほか、養介護施設従事者等による虐待の防止について規定されています。また、高齢者虐待は、介護保険法では、人格尊重義務違反に該当し、状況によっては指定取消等の行政処分となる可能性もあります。
- ・ なお、養介護施設従事者による高齢者虐待の定義は次のとおりです。

#### i 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

#### ii 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

#### iii 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### iv 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

#### v 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

- ・ 令和6年度より義務化する項目については、今年度中に体制を整備するようお願いいたします。

### 『身体的拘束等の廃止（適正化）』

- ・ 昨年度、市内の介護施設等において身体拘束廃止未実施減算の適用事例が見受けられました。
- ・ 施設内での身体的拘束等の実施の有無に関わらず、各事業所では、以下の措置を講じる必要があります。
  - ① 「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - ② 専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくこと。
  - ③ 「身体的拘束等の適正化のための指針」を整備すること。
  - ④ 身体的拘束等の適正化のための研修を実施すること。（年2回以上及び新規採用時）

- ・ 身体的拘束等については、運営基準において、「サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。」旨が規定されており、身体的拘束等の原則禁止規定が置かれた上で、例外的に身体拘束を行う場合の要件が規定されています。しかし、身体的拘束等は、利用者本人にとって身体的、精神的、社会的弊害をもたらし、利用者の自立を阻害することになります。
- ・ 例外的に身体的拘束等を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件をすべて満たしているか、の検討が必要になります。また、身体的拘束等に関する記録も必要であり、記録がない場合は、身体的拘束等を行う理由や検討経過がわからず運営基準違反になります。

### 3 留意事項について

#### ○市に多い問合せについて

##### ①身体的拘束等について

問：「〇〇〇」という行為は身体的拘束に該当しますか。

回答：市では、利用者の状態像や自傷他害の度合いなど全ての情報を把握していないため、明確にお答えすることはできかねます。

また、合わせてお伝えさせていただく内容として、身体的拘束等の適正化のための対策の委員会など内部の組織で検討いただきたいこと、グレーゾーンの行為であったとしても、職員個人だけで該当/非該当の判断をせずに、委員会に報告することは必要であることをお伝えしています。

##### ②勤務時間について

問：時間外勤務を常勤換算の勤務延時間数に算定することは可能か。

回答：時間外勤務について、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること、とされています。つまり、その上限を超えた勤務時間は算入不可となります。

##### ③人員について

問：生活相談員の必要配置人員は利用者100名以下の場合、管理者を兼務する1名でもよいか。

回答：生活相談員は「常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上」「生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない」と定められております。利用者の数が100名以下の場合、生活相談員として配置している常勤の職員が他の業務にも従事する「兼務」であると、常勤換算方法で1人以上の基準を満たさない基準違反の状態となります。

問：計画作成担当者が介護職員を兼務することはできるか。

回答：計画作成担当者は「専らその職務に従事する介護支援専門員」と定められております。

ただし、利用者の処遇に支障が無い場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる、となっています。

過去には、計画作成担当者が介護職員等を兼務しているものの、特定施設サービス計画の作成が遅れてしまう事例もあり、兼務の判断は慎重にお願いいたします。

問：看護職員が機能訓練指導員を兼務した場合、機能訓練指導員として勤務した時間を看護職員としての勤務時間にもカウントできるか。

回答：こちらは不可となります。

---

## ○これまでの運営指導で多かった指摘事項等

### (1) 減算について

- ・特定施設入居者生活介護のサービスに限った内容ではありませんが、「人員基準欠如による減算」「身体拘束廃止未実施減算」に該当する事業所が過年度にも複数ありました。
- ・事業所において、運営基準等をしっかり満たしているか定期的に確認していただきますようお願いいたします。
- ・また、減算に該当することが判明した際は、早急に当課まで報告願います。減算に該当していることに気付かず、利用者に請求し続けた事業所につきましては、速やかに過誤調整及び利用者への自己負担額の差額の返還対応が必要になります。当課でも利用者への返還まで対応が完了したか確認させていただきます。

---

### (2) 身体的拘束適正化検討委員会及び虐待防止検討委員会について

- ・虐待の防止に係る措置は、令和6年3月31日までは努力義務となっておりますが、現状、多くの事業所が何かしらの取組みを既に実施しております。
- ・その中で身体的拘束適正化検討委員会をベースに虐待防止の内容を上乗せして実施している事業所もあります。
- ・委員会については、「関係する職種取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない」とあり、一体的な運営は基準上、認められているものになります。

- ・ただし、委員会の内容が、身体的拘束等が中心で、虐待防止についてあまり検討されていない事業所もありましたので、あらためて各委員会で「何を目的に」という事項を検討する必要があるのか”を整理いただきますようお願いいたします。

---

### (3) 〔好事例〕身体的拘束適正化の取組みについて

- ・運営指導において聞かせていただいた好事例として、事業所で身体的拘束等を実施した場合に、運営法人がその身体的拘束等の必要性を確認し、その対応が適切か内部調査をしている事業所がありました。
- ・身体的拘束等については、利用者への制限が伴う行為になり、「なぜ事業所が実施しなければならぬのか」という必要性及び3要件の検討内容を明確に説明できることが求められます。
- ・運営法人と事業所間で役割分担する上記の方法を取ることが現実的に難しい事業所もありますが、内部のチェック体制を考えるという点で当事例を挙げさせていただきました。

---

### (4) 身体的拘束適正化のための研修について

- ・身体拘束等の適正化のための研修については、年に2回の実施が義務付けられています。
- ・当該研修について、年に1回の開催としている事業所が散見されました。(1)の減算にも関わる内容になりますので、必ず年に2回実施していただきますようお願いいたします。

---

### (5) 人員に関する基準について

- ・運営指導において聞かせていただいた好事例として、事業所で身体的拘束等を実施した場合に、運営法人がその身体的拘束等の必要性を確認し、その対応が適切か内部調査をしている事業所がありました。
- ・身体的拘束等については、利用者への制限が伴う行為になり、「なぜ事業所が実施しなければならぬのか」という必要性及び3要件の検討内容を明確に説明できることが求められます。
- ・運営法人と事業所間で役割分担する上記の方法を取ることが現実的に難しい事業所もありますが、内部のチェック体制を考えるという点で当事例を挙げさせていただきました。

---

(6) 事故発生時の対応について

- ・各事業所において、事故及びヒヤリハットの集計や分析を行っていただいていると思いますが、事業所によっては、事故とヒヤリハットの報告の基準・内容等が定められていないため、報告件数が少なかったり、内容にバラつきがあったりする事例がありました。
- ・基準違反等ではないものの、事故防止の情報の集約のため、事業所の中で報告基準・内容等をより具体的に決めていただくとよいかと思われます。

---

(7) 個別機能訓練加算について

（指摘事項）

- ・加算に係る機能訓練指導員が他の職種も兼務しており専従として配置されていなかった。
- ・3月ごとに利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明していなかった。
- ・記録に、実施時間、実施内容等が詳細に書かれておらず、取り組みが不明。

（改善）

- ・常勤専従の機能訓練指導員を配置すること。
- ・個別機能訓練計画は開始時及びその3月ごとに1回以上は利用者に対して説明し記録すること。
- ・記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者毎に保管されること。

---

(8) 医療機関連携加算について

（指摘事項）

- ・利用者の健康の状況について、主治医に情報提供を行った際に、署名等により受領の確認を行っていない事例が確認された。

（改善）

- ・主治医への情報提供を行った際には、署名等による受領の確認を行うこと。